

相模原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 2 1 号

相模原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

相模原市子ども・子育て会議条例(平成 2 5 年相模原市条例第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「(設置)」に改め、同条中「この条例は、子ども・子育て支援法(平成 2 4 年法律第 6 5 号)第 7 2 条第 3 項」を「地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 3 8 条の 4 第 3 項」に改め、「同条第 1 項の規定に基づく合議制の機関として設置する」を削り、「の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする」を「を置く」に改める。

第 2 条第 2 号中「次世代育成支援対策推進法(平成 1 5 年法律第 1 2 0 号)第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画について、」を「次に掲げる計画に関する事項について」に改め、同号に次のように加える。

- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号)第 1 1 条第 2 項第 3 号に規定する自立促進計画
- イ 次世代育成支援対策推進法(平成 1 5 年法律第 1 2 0 号)第 8 条第 1 項に規定する市町村行動計画
- ウ 子ども・若者育成支援推進法(平成 2 1 年法律第 7 1 号)第 9 条第 2 項に規定する市町村子ども・若者計画
- エ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成 2 5 年法律第 6 4 号)第 1 0 条第 2 項に規定する市町村計画
- オ 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律(平成 3 0 年法律第 1 0 4 号)第 1 1 条第 1 項に規定する成育医療等基本方針を踏まえて策定する計画

カ こども基本法(令和４年法律第７７号)第１０条第２項に規定する市町村こども計画

第３条第１項中「１５人」を「２０人」に改め、同条第２項に次の１号を加える。

(５) 医師

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。